（冷凍保安規則の一部改正）

第二十八条　冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五、様式第十九の二、様式第十九の三、様式第二十から様式第二十三まで、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十七から様式第四十まで、様式第四十六中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二十七中「高圧ガス保安協会　　印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十二中「指定完成検査機関名　　印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十九の五中「指定輸入検査機関名　　印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第二十八中「指定保安検査機関名　　印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第四十三の二中「㊞」及び「３　〔　〕内は該当する一機関名を記載すればよい。」を削り、様式第四十七及び様式第四十八中「（都道府県知事／指定都市の長）　印」を「（都道府県知事／指定都市の長）」に改める。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第二十九条　液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、様式第五十四の七及び様式第五十七中「㊞」又は「印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「高圧ガス保安協会　　印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名　　印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名　　印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十二中「指定保安検査機関名　　印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十七の二中「代表者　氏名　　印」を「代表者　氏名」に改め、「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第五十八から様式第五十九まで中「（都道府県知事／指定都市の長）　印」を「（都道府県知事／指定都市の長）」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第三十条　一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様式第二十九、様式第三十、様式第三十二、様式第三十三から様式第三十八まで、様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十九、様式第二十八の四及び様式第四十二中「高圧ガス保安協会　　印」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名　　印」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第二十八の五中「指定輸入検査機関名　　印」を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第四十三中「指定保安検査機関名　　印」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十九及び様式第六十中「（都道府県知事／指定都市の長）　印」を「（都道府県知事／指定都市の長）」に改める。

（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第三十一条　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二、様式第五、様式第七の二、様式第十、様式第十四及び様式第十五中「㊞」又は「印」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「１　この」を「この」に改め、様式第六中「㊞」を削り、「記名押印することこと。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を「氏名を記載すること。」に改め、様式第七中「㊞」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正）

第三十二条　砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三、様式第四の二、様式第六、様式第六の二、様式第八から様式第十まで及び様式第十二中「㊞」又は「印」及び「３　氏（ふりがな）名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」、「３　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」又は「４　氏（ふりがな）名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削り、様式第五中「㊞」及び「４　氏（ふりがな）名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削り、「記名押印」を「記名」に改め、様式第七及び様式第十四中「㊞」及び「３　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。」を削り、同様式備考４を同様式備考３とする。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第三十三条　ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式第三十四、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、様式第五十六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十八、様式第八十九、様式第九十一及び様式第九十三中「印」及び「３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「７　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、「10　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は